

解除承認基準（屋内展示場）

指定場所	禁止行為	解除の基準																			
公衆の出入りする部分	喫煙	認めないものとする。																			
	裸火使用	<p>1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。</p> <p>(1) 条例で火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上であること。</p> <p>(2) (1)以外の場合は、火炎の幅及び長さに応じ、表1に規定する距離以上であること。</p> <p>表1 単位cm</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="5">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <th>10以内</th> <td colspan="3">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</p> <p>5 消火器具を設けること。</p> <p>6 出入口及び階段等から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料のつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>8 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 消費量は、1個につき5.8KW以下であり、総消費量は、17.5KW以下であること。</p> <p>イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。</p> <p>(3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。</p> <p>(5) 火炎を有するものは、火炎の長さが10 cm以内であること。</p> <p>(6) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 使用場所は、舞台であること。</p> <p>イ 音又は煙を出すための煙火に限ること。</p> <p>ウ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。</p> <p>エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p>			火炎の幅					40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長さ	10以内	100			150
		火炎の幅																			
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内														
火炎の長さ	10以内	100			150																
危険物品		<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 出入口及び階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6 m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵</p>																			

持 込 み	<p>し、又は取り扱うものについては3 m)、その他の危険物品については3 m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料のつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。） ガス総質量が5 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。 ただし、高圧ガス保安法の適用を受ける容器(容量2 kg以下)を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 イ 容器の転倒防止措置が図られていること。 ウ 容器は、連結して使用しないこと。</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。 ア 0.1 g以下のものは、30個 イ 0.1 gを超え15 g以下のものは、5個</p>
-------------	--